

「土地等利用状況管理システムへのe-Gov連携機能追加に係る設計・開発・プロジェクト管理等業務一式」の仕様書（案）等に係る意見等について

項	資料名	頁番号	項目	意見等	回答内容
1	調達仕様書 （案）	6	1 調達案件の概要 (7)作業スケジュール (ウ)作業スケジュールに関する制約事項	「図2 開発計画」のフェーズ3の計画は調達対象が一部を指していることから、登記情報システム連携も含んだ計画と想定しています。その場合、調達対象の正確な把握のため、本調達と以降の登記情報システム連携との調達でそれぞれ線を分けて表現いただくことは可能でしょうか。	御指摘を踏まえ、「図2 開発計画」を修正いたします。
2	調達仕様書 （案）	11	4 作業の実施内容 (3) 設計・開発に関する事項 (ウ)設計②	「受注者は、(イ)で詳細化した機能要件及び非機能要件を～」とありますが、詳細化した結果を内閣府様に納品する必要はありますでしょうか。作業量の正確な見積りが目的となります。	4(3)(イ)は要件定義の確認作業であり、詳細化は行いません。そのため、詳細化した結果の納品は不要です。なお、御指摘を踏まえ、設計②を「(イ)で確認した」に修正いたします。
3	調達仕様書 （案）	11	4 作業の実施内容 (3) 設計・開発に関する事項 (ウ)設計④	「情報システムの次期更改までの間に計画的に発生する作業内容～」とありますが、次期更改はいつを予定していますでしょうか。作業量の正確な見積りが目的となります。	現行システムの運用は、現時点では令和8年度末までとなっています。
4	調達仕様書 （案）	13	4 作業の実施内容 (4) 想定作業スケジュール	「図4 作業スケジュール」において「要件定義の確認」が6月からとなっており、作業開始を6月と想定した作業スケジュールと推察いたします。一方、本業務の作業開始は9月と認識しております。記載の作業スケジュールを3ヶ月短縮する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。 「図4 作業スケジュール」につきましては、実際の作業開始時期に合わせて修正いたします。
5	調達仕様書 （案）	13	4 作業の実施内容 (4) 想定作業スケジュール	「図4 作業スケジュール」における「e-Gov届出画面開発」は別事業者による対応と想定しますが、その場合、「結合テスト」が本調達で開発した資源との連携テストを示すものでしょうか。	御認識のとおりです。
6	調達仕様書 （案）	13	4 作業の実施内容 (4) 想定作業スケジュール	「図4 作業スケジュール」における「e-Gov届出画面開発」は別事業者による対応と想定しますが、関連する調達案件に記載がありません。本業務に合わせて対応者は9月までに決定する認識で問題ないでしょうか。連携して対応を進める必要があると認識しているところ、当該対応者の決定の遅れがリスクとなりえるかを確認したいものです。	「e-Gov届出画面開発」は、デジタル庁が既に契約しているe-Gov運用保守事業者と当府のe-Gov開発担当において実施いたします。デジタル庁の調達案件のため関連する調達案件には記載していませんが、既に対応者は決定していると御認識ください。
7	調達仕様書 （案）	22	7 成果物の取扱いに関する事項 (1) 著作権等	e-Gov連携に関する機能開発は、今後、他の官公庁・公共領域において同様の案件が調達されると想定されることから、知的財産権を受注者に留保いただくことは可能でしょうか。	調達仕様書案では、著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)以外の知的財産権について取扱いを定めておりませんので、内閣府と協議を行って決める旨の記載を追加いたします。